

## 介護保険要介護認定等訪問調査嘱託職員業務要綱

### （目 的）

第1条 介護保険の要介護認定等訪問調査（以下「訪問調査」という。）に従事する嘱託職員の任用，勤務時間の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （身 分）

第2条 嘱託職員は，嘱託職員の取扱い（昭和53年4月1日制定）第2の2に規定する第1種嘱託職員とする。

### （職 務）

第3条 嘱託職員の職務は，次のとおりとする。

- （1） 介護保険の訪問調査に関すること。
- （2） 介護保険の相談に関すること。
- （3） 介護給付の適正化に関すること。

### （任用期間）

第4条 嘱託職員の任用期間は，任用の日から任用の属する年度の末日までとする。ただし，成績が特に良好な者については，再任用できるものとする。

### （服 務）

第5条 嘱託職員は，第3条に規定する職務を積極的に遂行し，公正かつ客観的な訪問調査に努めなければならない。

### （勤務時間等）

第6条 嘱託職員の勤務時間等については，次のとおりとする。

- （1） 勤務時間帯については，嘱託職員業務取扱要領の別表のとおりとする。
- （2） 休憩時間については，勤務時間帯の中で1時間とする。
- （3） 土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始の休日については勤務を要しない日とする。ただし，業務の必要に応じてこれらの勤務を要しない日に出勤を命じた場合は，振り替えて休日を与えるものとする。

### （届 出）

第7条 嘱託職員は，次の各号に該当する時は，直ちに所属長へ届け出なければならない。

- ( 1 ) 調査した認定調査票(概況調査,基本調査,特記事項)を紛失したとき。
- ( 2 ) 身分証明書等を紛失・毀損したとき。
- ( 3 ) 病気その他の理由で業務ができなくなったとき。
- ( 4 ) 公用車に故障が生じたとき。
- ( 5 ) 交通事故等の事故が発生したとき。

(身分証明書等)

第 8 条 嘱託職員は職務に従事する場合は、次に掲げる証明書を常に携帯し、必要のある時は提示しなければならない。

- ( 1 ) 身分証明書
- ( 2 ) 函館市要介護・要支援認定訪問調査調査員証

(秘密を守る義務)

第 9 条 嘱託職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同じである。

(損害賠償の義務)

第 1 0 条 嘱託職員は職務遂行にあたり、故意または過失によって市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(災害補償)

第 1 1 条 嘱託職員の公務災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 4 2 年函館市条例第 2 8 号)の定めるところによる。

(補 則)

第 1 2 条 この要綱について、前各条に定めるもののほかは、嘱託職員の取扱い(昭和 5 3 年 4 月 1 日制定)によるものとし、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。